

## 指定活用団体の指定に係る審議に当たって

平成30年5月28日  
休眠預金等活用審議会  
委員・専門委員

委員及び専門委員の指定活用団体の指定に係る審議に当たっての考え方は下記のとおり。

### 記

1. 平成30年9月1日以降、指定活用団体の指定に係る審議に参加した場合には、5年後における見直し(2023年1月1日)までの間は、指定活用団体の理事、監事、評議員又は顧問等にならない。

【賛成15名、反対3名】

2. 平成30年9月1日以降、指定活用団体の指定に係る審議に参加した場合には、5年後における見直し(2023年1月1日)までの間は、資金分配団体の理事、監事、評議員又は顧問等にならない。

【賛成15名、反対3名】

(注) 1及び2については、宮本委員、栗林専門委員、小河専門委員から反対意見があった。  
理由については次のとおり。

宮本委員：本事業の透明性を堅持するには、昨年から委員をつとめた者(すでに辞任した委員を含む)が入ることのダメージを危惧します。

栗林専門委員：平成30年9月1日以降と限定するのではなく、委員・専門委員として審議会当初からの審議に参加した場合が、適切だと考えるため。

小河専門委員：日時などの限定ではなく、とりわけ指定活用団体への関与については、委員・専門委員として審議に参加した場合、不適切だと考えます。

3. 平成30年9月1日以降、指定活用団体の指定に係る審議に参加した場合でも、委員又は専門委員の所属する団体が民間公益活動を行う団体に応募することを妨げない。

**【賛成13名、反対5名】**

(注) 3については、北地委員、野村委員、宮本委員、小河専門委員、栗林専門委員から反対意見があった。理由については次のとおり。

北地委員：専門委員のみであれば賛成だが、委員も含むのであれば反対。就任時に委員と専門委員は議決権の有無などで分けられており、また今回このように決を取ることは、専門委員がそもそも社会的に公益活動に参加しておられ、まただからこそ審議会でご意見を伺う貴重な存在である。委員は指定活用団体をきちんと立ち上げ、公正性も担保しなくてはならないが、専門委員は活動、分配、伴走支援をなさり、今後も広げる意思をお持ちなので、本制度が機能するようにますます頑張ってもらいたい。委員は指定活用団体に対して集中することが求められ、制度を維持発展させることが使命だと思います。

宮本委員：本事業の透明性を堅持するには、昨年から委員をつとめた者（すでに辞任した委員を含む）が入ることのダメージを危惧します。

栗林専門委員：平成30年9月1日以降と限定するのではなく、委員・専門委員として審議会当初からの審議に参加した場合が、適切だと考えるため。

小河専門委員：日時などの限定ではなく、とりわけ指定活用団体への関与については、委員・専門委員として審議に参加した場合、不適切だと考えます。

#### 4. その他

本件については、申合せをする場合には、改めて審議会の場で議論することが必要。**【2名】**

(注) 宮本委員、小河専門委員から以下のとおり意見があった。

宮本委員：このような重要な事案は審議会の場で議論して決めるべきだと考えます。

小河専門委員：各委員・専門委員にさまざまな意見があると認識していますので、この内容について審議会の議論を経て、決定することが必要だと考えます。

## 休眠預金等活用審議会 委員名簿

会長	小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長
会長代理	程 近智	アクセンチュア株式会社取締役相談役
	飯嶋 大三	株式会社千葉銀行取締役専務執行役員
	飯盛 義徳	慶應義塾大学総合政策学部教授（学部長補佐）
	北地 達明	公認会計士、有限責任監査法人トーマツ パートナー インダストリー事業部長 兼 アドバイザー開発部長
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	萩原 なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授/認定特定非営利活動法人日本NPOセンター副代表理事
	服部 篤子	一般社団法人DSIA副代表理事/同志社大学政策学部教授
	牧野 光朗	飯田市長
	宮本 みち子	放送大学名誉教授/千葉大学名誉教授

## 休眠預金等活用審議会 専門委員名簿

小河 光治	公益財団法人あすのば代表理事
岸本 幸子	公益財団法人パブリックリソース財団専務理事
工藤 啓	認定特定非営利活動法人育て上げネット理事長
栗林 知絵子	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長
白井 智子	特定非営利活動法人トイボックス代表理事
曾根原 久司	特定非営利活動法人えがおつなげて代表理事
経沢 香保子	株式会社キッズライン代表取締役社長
宮城 治男	特定非営利活動法人エティック代表理事